

八尾市学習支援事業運営業務委託事業者募集要領

1. 事業の目的

本業務は、「八尾市学習支援事業実施要綱」に基づき、ひとり親世帯及び低所得子育て世帯の子ども及び保護者を対象に、学習、教育その他生活に関する支援を行い、学習習慣の定着、学習意欲の向上、その他教育の機会均等を図ることによって、すべての子どもが持つ限りない可能性を実現する社会をめざすこととする。

2. 業務概要

(1) 業務名

八尾市学習支援事業運営業務（以下、「本事業」という。）

(2) 業務内容

別紙、「八尾市学習支援事業運営業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※事業の目的が適切に実現され、良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後最大5年間は、公募によらず当該事業者と委託契約することができるものとする。翌年度の更新の可否については、委託期間中に提出される報告等をもとに決定する。ただし、翌年度の予算の成立内容により変更となる場合がある。

3. 予算（提案上限額）

金 33,812,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4. 提案参加資格

本事業を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 八尾市財務規則第98条の入札参加資格を備えていること。
- (2) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登載されている者（以下「有資格者」という。）であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (5) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止（以下、「入札参加停止措置」という。）及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置（以下、「入札等排除措置」）を受けていないこと。
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力

団員又は同上第3号に規定する暴力団密接関係者(以下、「暴力団密接関係者」という。)でないこと。

5. 契約までのスケジュール

項目	日 程
公募開始、質問票及び申込書等の受付開始	令和8年 1月 9日 (金)
事業提案参加申込書(様式第1号及び第1号別紙)の提出期限	令和8年 1月 19日 (月)午後5時【必着】
募集要領及び仕様書等に関する質問票(様式第2号)の提出期限	令和8年 1月 19日 (月)午後5時【必着】
質問回答期限	令和8年 1月 23日 (金)まで
提案参加資格結果通知	令和8年 1月 23日 (金)
提案書等の提出期限	令和8年 1月 28日 (水) 午後5時【必着】
提案書類審査結果の通知	令和8年 2月 12日 (木)
プレゼンテーション審査	令和8年 2月 17日 (火)
選定結果の通知	令和8年 2月 27日 (金)まで

※審査結果の通知後、業務受託候補者と打ち合わせを行い、契約を締結する。

6. 提案の方法

(1) 事業提案参加申込書の提出について

提案に参加を希望する者は、事業提案参加申込書(様式第1号及び第1号別紙)及び誓約書(様式第4号)を指定する期日までに郵送または持参により提出すること。(郵送時は書留・簡易書留・特定記録郵便に限る)

- ・受付期間：令和8年1月9日(金)から令和8年1月19日(月)午後5時【必着】
- ・受付場所：八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館7階
八尾市こども若者部こども若者政策課
- ・提案参加資格結果通知：令和8年1月23日(金)に電子メールにより通知

(2) 質問票の提出について

募集要領等に関する質問は、質問票(様式第2号)を指定する期日までに電子メールにより提出すること。電話等その他の方法による質問は一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。質問に対する回答は、令和8年1月23日(金)までに本市ホームページに掲載する。

- ・質問受付期間：令和8年1月9日(金)から令和8年1月19日(月)午後5時【必着】
- ・提出先メールアドレス：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp
(八尾市こども若者部こども若者政策課)
- ・八尾市ホームページURL：
https://www.city.yao.osaka.jp/sangyou_business/nyuusatsu_keiyaku/1012821/1021948.html

(3) 提案書等の提出について

業務提案にあたっては、以下の書類を指定する期日までに郵送または持参により提出すること。（郵送時は書留・簡易書留・特定記録郵便に限る）

- ・提出期限：令和8年1月28日（水）午後5時【必着】
 - ・受付場所：八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館7階
八尾市こども若者部こども若者政策課
 - ・提出書類：
 - ①事業提案書（表紙）（様式第3号） 1部
 - ②提案書別紙（任意様式） 原本1部＋副本10部
 - ③提案概要書（任意様式） 原本1部＋副本2部
 - ④プレゼンテーション資料（任意様式） 原本1部＋副本10部
- 後述するプレゼンテーション審査において、②以外の資料を用いる場合は、その資料を提出すること。

【留意事項】

- ※ 提案書別紙副本及び提案概要書副本及びプレゼンテーション資料副本には、事業者名を記載しないこと。
- ※ 提案書別紙及び提案概要書については、用紙の規格がA4版であれば、様式は問わない。また、提案書別紙は片面換算で20ページ以内、提案概要書は片面換算で5ページ以内とする。
- ※ 提出書類等は情報公開の対象となり、公開を前提とした取扱いとなるため、ノウハウや個人情報にかかる内容等公開することにより不利益が生じる恐れがある内容は、提案者の判断により提案書へは記載せず、プレゼンテーション時の提案として差し支えない。
- ※ 提出書類等の作成及び提出に関する全ての費用は提案者の負担とする。
- ※ 提出書類は提案者へ返還しないものとし、当該業務に係る審査以外には使用しない。

(4) 提案書の内容

提案書別紙および提案概要書には、以下の項目を記載すること。なお、提案概要書の「⑧経費」については、見積額のみを記載し、見積書の添付は省略とする。

① 業務実施方針	本事業の対象者である、ひとり親世帯及び生活困窮世帯の取り巻く現状や課題をふまえ、本業務実施にあたっての実施方針や運営の考え方について記載すること。
② 業務実施内容と実施手法	八尾市学習支援事業運営委託仕様書に基づき、①学習支援、②個別相談、③キャリア教育支援、④子どもの意見聴取及び反映、⑤その他生活支援等について、実施内容と実施手法を記載すること。

③ 業務実施体制	八尾市学習支援事業運営業務委託仕様書に基づき、人員の確保や配置、スタッフの指導・育成方法、それぞれに対する研修計画等に加えて事務局との連携に対する考え方について記載すること。
④ 業務実施上の管理運営体制	対象者からの苦情対応、事故防止等のリスクマネジメント、個人情報保護、プライバシーへの配慮等について記載すること。
⑤ その他基本要件にない有意義な提案	前述の基本要件以外の独自提案がある場合には、実施手法を具体的に提案すること。
⑥ 本業務遂行に係るスケジュール	年間スケジュールについて提案すること。
⑦ 本業務と類似業務等の実績	提案者において、類似業務の実績がある場合は、過去5年間の主な実績の業務概要、契約期間、履行期間を記載すること。
⑧ 経費	契約期間中の指導料等の人件費、教材費等の内訳がわかるようできるだけ詳細に記載された経費見積書を添付すること。（様式自由）

7. 選定方法

選定については、「八尾市学習支援事業委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」という。）において、評価基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を業務受託候補者（優先交渉権者）として選定する。

ただし、事業者選定までに、この募集要領における、提案参加資格の要件を満たさなくなつた場合、及び失格事項に該当することとなった場合は、選定の対象外となる。

提案者が4者以上の場合、書類審査の結果により上位3者の提案者に対して、プレゼンテーション審査を行うこととし、書類審査結果については、令和8年2月12日（木）にすべての提案者に対し、電子メールにて通知する。

また、プレゼンテーション審査を行う者に対しては、書類審査結果とあわせてプレゼンテーション審査の会場及び時刻等詳細についても知らせる。

提案者が1者の場合においても評価基準に照らして、選定会議において総合的に評価を行う。

- ・プレゼンテーション審査の日程：令和8年2月17日（火）

※日時・場所等の詳細については提案者に別途通知する。

- ・プレゼンテーションの実施方法：説明は、事前に提出した資料に沿って行うこと。説明時間は10分以内とし、その後15分間の質疑応答を行う予定。なお、プレゼンテーション審査に参加できる人数は2名以内とする。

8. 評価基準と業務受託候補者の選定

別紙、八尾市学習支援事業運営業務優先交渉権者選定基準のとおり

9. 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に業務受託候補者を公表する。なお、プレゼンテーション審査を受けたすべての提案者へは、郵送により審査結果を通知する。

10. その他

(1) 失格事項について

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ・提出方法、提出先及び提出期限が適切でない場合
 - ・予算見積額が、提案上限額を超えていいる場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
 - ・参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ・評価点は審査委員の平均点(採点合計／委員数)とし、評価点が 60 点未満の場合

(2) その他

- ・応募を取り下げる場合は、速やかに文書（様式任意）にて連絡すること。辞退することにより不都合な取り扱いはしない。
- ・選定会議において決定された業務受託候補者と、随意契約に向けた交渉を進めることとするが、交渉が整わない場合は、あらためて次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ・八尾市財務規則（昭和 39 年規則第 33 号）第 120 条第 2 号の規定により契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第 122 条のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除する場合がある。
- ・実際に契約を締結する際には、仕様書等の内容が一部変更となる場合がある。
- ・業務の履行にあたっては、第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務全体に影響を及ぼさないときはこの限りでない。
- ・業務受託候補者選定後、契約締結までに、入札参加停止措置、入札等排除措置及び営業停止処分を受けた場合は、契約締結しない。
- ・暴力団員又は暴力団員密接関係者であることが判明した場合は契約を締結しない、また、契約締結後に判明した場合は、契約を解除する。
- ・その他必要な事項は、選定会議の審査を経て決定するものとする。

11. 問合せ先

八尾市こども若者部こども若者政策課こども若者政策係

連絡先：TEL 072-924-3988 /FAX 072-924-9548

電子メール：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp